

## 函館市道路パトロール実施要領

### (趣旨)

- 1 この要領は、道路の維持修繕等管理要領（昭和37年8月28日道発第368号建設省道路局長通達）の趣旨に基づき、道路パトロールの適正な実施について必要な事項を定めるものとする。

### (道路パトロール車)

- 2 道路パトロール車には、危険防止および応急措置に必要な機材等を積載しておくこと。

### (実施計画)

- 3 道路パトロールは、次に掲げる状況に応じて実施計画をたてて実施するものとする。
  - (1) 平常時にあっては、交通量およびバス路線の有無等を勘案のうえ、次の基準を参考として月ごとに計画をたて、この計画に基づいて定期パトロールを実施すること。

ア 幹線道路(主としてバス路線)	最低	月	4回
イ 準幹線道路(幹線に順ずる路線)	最低	月	2回
ウ 生活道路(その他の路線)	最低	月	1回
  - (2) 台風、豪雨、地震、その他不測の事故等が発生し、または発生のおそれがある異常時にあっては、特に危険箇所を重点として、定期パトロール計画を災害に対応したものに变更し、緊急パトロールを実施すること。

### (実施内容)

- 4 道路パトロールの実施にあたっては、次に掲げる事項を迅速かつ適格に行うものとする。
  - (1) 路面、路側部、側溝、橋梁および道路標識、道路照明等の道路付属物の損傷または損傷の誘因となる事実の発見に努め異常な箇所を発見したときは、緊急を要する場合のほか、別紙様式1により所属長に報告すること。
  - (2) 道路の欠陥の程度が、交通及び沿道住民に危険を及ぼすおそれがあり、かつ緊急を要する場合には、直ちに応急措置（注意または交通止め等の道路標識等およびバリケートの設置等）を講ずるとともに所部長に報告（様式1準用）すること。なお、通行の禁止又は制限の措置を行った場合には、すみやかに所管警察署にも通知すること。

- (3) 占用工事、道路法第24条に基づく工事等の施行状況および道路標識、誘導標等の保安施設の設置状況等を調査し、現地において適切な指導をするとともに、必要な場合は、別紙様式1により関係者にもその旨通知する。
- (4) 道路の不法占用、不正使用等を監視し排除すること。
- (5) 災害その他不測の事故等が発生した場合または発生するおそれがある場合には、現地に出勤し緊急措置および情報の連絡等を行うこと。
- (6) 道路上のはり紙、はり札、立看板等を監視し、不法に提出されている場合は、所定の措置をすること。

### (道路パトロール日誌の作成)

- 5 道路パトロール中に取り扱った事項の内容等については、別紙様式2により日誌を作成しておくものとする。
- 6 一カ月の道路パトロール結果を別紙様式3により作成し、翌月の10日までに報告書を作成するものとする。